

福山大学共同研究取扱規程

平成 15 年 1 月 15 日制定規程第 42 号

平成 28 年 4 月 1 日改正

令和 3 年 11 月 10 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福山大学（以下「本学」という。）における企業等外部の機関（以下「外部機関等」という。）との共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「共同研究」とは、本学と外部機関が共通の課題について共同して研究を行うものをいう。
- 二 「共同研究機関」とは、共同研究を行う外部機関をいう。
- 三 「部局」とは、各学部、各センター及び各研究所をいう。
- 四 「部局長」とは、部局の長をいう。
- 五 「研究担当者」とは、直接共同研究を担当する本学の教職員をいう。
- 六 「研究担当責任者」とは、当該共同研究を総括する本学の教職員をいう。
- 七 「共同研究者」とは、共同研究を行う共同研究機関の研究者をいう。
- 八 「共同研究代表者」とは、共同研究者を総括する共同研究機関の研究者をいう。
- 九 「派遣研究者」とは、共同研究機関において、業務上当該研究の専門知識を持ち、在職のまま共同研究を行うために本学に派遣された者をいう。

(受入れの基準)

第 3 条 共同研究は、当該共同研究が本学の教育・研究上有意義であり、かつ、本来の教育・研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受け入れることができるものとする。

(申込み)

第 4 条 共同研究機関は、共同研究依頼書を社会連携センター長を経由して学長に提出するものとする。

2 社会連携センター長は、関係する部局長に対し共同研究の申込みについて通知する。

(受入れの申請手続き)

第5条 研究担当責任者は、共同研究を受入れようとする場合、学長宛の共同研究計画書を共同研究機関と共同して作成し、社会連携センター長の承認を得て部局長に提出するものとする。

2 社会連携センター長は、共同研究契約書雛型を共同研究機関に提示して共同研究契約の条件について交渉し、研究担当責任者の同意を得て作成した共同研究契約書案を、研究担当責任者を通じて部局長に提出するものとする。

(部局内審議)

第6条 部局長は、共同研究申込書・共同研究計画書・共同研究契約書案を提示し、部局の教授会等に対し共同研究の受入れの可否について審議を求め、審議結果を社会連携センター長に通知するものとする。

(受入れの承認・契約の締結)

第7条 社会連携センター長は、前項の審議結果を学長に報告し共同研究受入れの可否について学長の決裁を得るものとする。

2 社会連携センター長は、前項の決裁の結果を研究担当責任者には部局長を通じて共同研究承認通知書により、共同研究機関には共同研究決定通知書により通知するものとする。

3 学長は、第1項の決裁により共同研究の受入れが承認された場合、共同研究機関と共同研究契約を締結するものとする。

(研究期間)

第8条 共同研究の契約期間は、原則として3か月以上で3年を超えないものとする。

(研究費の納入及び受入)

第9条 共同研究機関は、共同研究費を共同研究契約書に定める期日までに、本学に納入しなければならない。なお、原則として、一旦納入された共同研究費は返還しないものとする。

2 共同研究費の額は、研究に必要な直接経費の額と本学の管理等に必要な間接経費相当額の合計額とし、間接経費は、共同研究費の10%に相当する額とする。

(研究の実施)

第10条 部局長は、共同研究の実施における責を負うものとし、絶えず当該研究の進捗状況について、研究担当責任者から報告を受け把握しておかなければならない。

2 部局長は、共同研究の安全かつ適正な実施のため、研究担当責任者に対して、適切な指示を与えなければならない。

(派遣共同研究者の受け入れ)

第 11 条 本学は、共同研究を行なうにあたり、必要に応じて派遣研究者を受け入れるものとする。

2 派遣研究者は、本学の職員に準じた立場で共同研究に従事するものとする。

3 派遣研究者は、誓約書の提出と研究料を納付するものとし、その額及び納付方法は別に定めるところによる。

(研究場所)

第 12 条 共同研究遂行上必要な場合には、本学教員は所属する部局長の許可を得て外部機関等の施設において研究を行うことができる。

2 前項の規定により、本学教員が当該外部機関の施設において研究を行う場合は、研究用務のための正規の出張として取り扱うものとする。

(設備等の取扱い)

第 13 条 共同研究遂行の必要上、本学又は外部機関において、それぞれの負担において取得した設備は、それぞれの所有に属するものとする。

2 共同研究遂行上必要な場合には、本学又は外部機関の所有に係る設備を相互に無償で使用することができるものとする。

(変更・中止の申請)

第 14 条 共同研究の共同研究機関及び研究担当責任者は、共同研究の内容を変更又は中止する必要が生じたときは、直ちに共同研究変更契約書案を添えた共同研究変更申請書又は共同研究中止契約書案を添えた共同研究中止申請書を、社会連携センター長の確認を得て部局長に提出するものとする。

(変更・中止の部局内審議)

第 15 条 部局長は、部局の教授会等に対し共同研究の変更又は中止可否について審議を求め、審議結果を社会連携センター長に通知するものとする。

(変更・中止の承認と契約の締結)

第 16 条 社会連携センター長は、前条の審議結果を学長に報告し共同研究の変更又は中止の可否について学長の決裁を得るものとする。

2 社会連携センター長は、前項の決裁の結果を、部局長及び研究担当責任者には、共同研究変更許可書又は共同研究中止許可書により通知するものとする。

3 学長は、第 1 項の決裁により共同研究の変更または中止をする旨の承認が得られた場合、共同研究機関と共同研究契約書の記載事項変更に関する覚書又は共同研究中止に関する覚書を締結するものとする。

(研究完了の報告)

第 17 条 研究担当責任者は、共同研究完了後、学長宛の共同研究完了報告書を、部局長を通じて社会連携センター長に提出するものとする。

2 研究担当責任者は、共同研究機関の研究責任者と共に研究成果報告書を作成し、部門長を通じて社会連携センター長に提出するものとする。

3 社会連携センター長は、第 1 項記載の共同研究完了報告書に前項の研究成果報告書添えて学長に提出するものとする。

(研究成果の公表)

第 18 条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、公表に先立って、研究担当責任者は、公表の時期及び方法を共同研究機関と協議して決定するものとする。

(知的財産権の取扱い)

第 19 条 共同研究による発明等に係る知的財産権の取扱いは、本学と共同研究機関が協議して決定する。

(著作者人格権)

第 20 条 本学は、共同研究に基づくプログラム等が創作された場合、当該創作を行った者が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第 20 条までに規定する著作者人格権を行使しないように措置する。

(適用除外)

第 21 条 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本規程の一部を当該共同研究又は外部機関に適用しないことができる。

- 一 共同研究が国、地方公共団体等からの委託又は再委託である場合
- 二 共同研究機関が大学等である場合
- 三 その他、特別な事情がある場合

(事務)

第 22 条 共同研究の契約に関する調整は社会連携センター、経理に関する事務は研究担当責任者が所属する部局の事務室において処理する。

(雑則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は平成 15 年 1 月 15 日から施行し，平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この改正は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。